

## 7月26日 府教委と専門部交渉実施

# 府教委「実習教員の『退職後の補充問題』については、現場の意見を聞く」 「妊娠中の職務軽減について

## 18時間取得の事由書について簡素化に向けて話し合う」

7月26日（木）、日赤会館において、府障教専門部交渉を行いました。各専門部がそれぞれの切実な要求や職場実態をもとに発言し、府教委の考え方を問いただしました。府教委は、妊娠中の職務軽減の18時間取得の事由書の簡素化について組合と話し合いを約束し、実習教員の「退職後の補充問題」については、現場の意見を聞くことを約束しました。各専門部と府教委との主なやりとりは次の通りです。

### 1 養護教員部

宿泊学習、修学旅行に二人の養護教諭が交互に参加している。生徒健康診断の事務処理等しながら宿泊への参加準備をする。過密労働で体調が悪くなるが、回復休暇も取れない状況である。一学期は宿泊行事の引率で保健室の一人勤務が非常に多くなる。その上、児童生徒数の増加に比例し、保健室の来室者が増している。病院に付き添うケースもあり、一人勤務時なら対応できない。本当に困っている状況。休みたくても休めない等と切実な実態を訴え、養護教諭の3名配置を要望しました。

府教委は、「養護教諭の先生方のご苦労はお聞きしている」仕事量の増大は認識している」と答弁しましたが、定数増については、「大阪府の状況を国に伝え要望していきたい」と回答するにとどまりました。

### 2 事務職員部

事務職員は児童・生徒数がいくら増加しても新たな定数が措置されません。

400名の学校に4名の事務職員配置である一方、150名規模の学校に7名が配置されている。高等部単独校に3名配置であり、小・中・高と3学部のある学校には4名配置などの実態を訴えながら、事務職員の定数配置基準について府教委の考えを問いただしました。

府教委は、「非常なご苦労されていることは十分認識しておりまして、本当に感謝申し上げているしだと思います」と回答するものの、配置基準については、「現行業務量を基準に配置」学級数および施設なども要素にある「これらを総合的に勘案しながら配置」等とし、具体的な配置基準については答弁できませんでした。また、「学校運営に支障がでないように人員配置に努めていく」支障があるのであれば個別具体のケースとして、学校現場に支障がでないように努める」と回答し、

別途話し合いの場を持つことを約束しました。

### 3 栄養職員部

栄養教諭を希望するもの全員の任用替えを要求するとともに、栄養教諭の配置基準について府教委の見解を問いました。また、栄養教諭として新任研修に参加しながら、調理食数の増加および二次調理の必要性から、午前中は厨房に入り、給食指導ののちに事務的仕事を行う実態を訴え、複数配置と栄養教諭について府としての今後の対応を問いただきました。府教委は、栄養教諭の配置基準について「標準法にもとづく配置」と答弁し、栄養教諭の研修による負担については「モデル事業の検証における検証材料にする」としました。肢体不自由校すべてに複数配置されている東京の実態については、「定数に過員が生じており、それを充てている」としました。

### 4 実習教員部

実習教員部は、大阪府が実習教員の賃金は低すぎると認めて9年が経過すると指摘し、任用制度と賃金は違う問題であり、賃金の抜本的改善を求めました。今年退職された2名の実習教員の補充がなされず、賃金職員対応になっている件について、府教委の見解を問いただしました。また、教諭と同等の仕事を行い、教諭免許を所持し、教諭になりたい人はすべて教諭任用することと、認定講習の受講保障についても要求しました。

府教委は、「退職後の補充は原則正規職員。今回は、退職の時期等の関係で正規職員で補充することが困難であった」現状がベストだとは認識していないとし、二学期に向けて学校現場の意見を聞くことを約束しました。認定講習については答弁できず、後日の回答を約束しました。

### 5 女性部

妊娠中の実技軽減は06年4月から、18時間を一人講師で配置可能となった

が、プラス3時間を取得するためには事由書が必要であり、妊婦の負担になっている事を訴えました。児童生徒の障害が多様化し、転用教室のため教材運搬の負担が増えていること、施設・設備が不十分な中で働くために教員のけがが増えている事などを訴え、障害児学校は事由書がなくてもプラス3時間を取得できる「特別な事情」にあると主張しました。

また、実技軽減取得の17週間は、実態として妊娠判明時から軽減が行われるため、「妊娠判明時から軽減措置」に文言を変更して欲しいと訴えました。

府教委は、「昨年度、18時間で要望があつた学校について、府教委から15時間にしてくださいとしたところは一件もありません」3時間の必要な理由については簡潔にまとめていただいで結構です」と回答し、事由書記入の簡素化に向けて、「最低(盛り込んで欲しい)必要なポイントを示す」組合と話し合いの機会を持つ」と回答しました。

また、障害児学校に働く教職員の勤務について、「子どもたちが非常に増えていることでご苦労をかけている」、必要な教室、休養室もなく、休憩時間もとれていない状況も踏まえ「過重な負担になっている」と認めました。

## 6 青年部

青年部は、初任研について大教組と府教委の確認事項「学校での教育活動が優先」について確認を求めました。また、独自アンケートをもとに、初任研に関する参加強要の実態を告発し、行事等が重なった場合に研修日の差し替えを行うなど柔軟な対応を求めました。また、アンケート結果によっても強い要望がある長期休業中での初任研実施について、初任者の負担軽減の観点から実現を求めるとともに、研修内容について実践的研修を望む声が多いことを訴えました。

府教委は、「内容等については、(青年部の)アンケートを含めて、教育センターの方にもきちんと伝えて、高等学校課と共有していきたい」と回答しました。

また、初任研と学校行事が重なった場合について府教委は「子どもたちの教育にあたるというのは最優先」と答弁を行いました。

ました。

そして、アンケートに寄せられた「校外学習と初任研が重なり、途中で抜けないければならなくなった、教頭もセンターに頼んでみたが無理であった」という実態に対しては、「教育センターに必ず確認をとらせていただく」と回答しました。

## 7 臨時教職員問題対策部

特別選考の受験資格について2点要望しました。1点目は、10年間の常勤講師経験があつても前年度の勤務実績が非常勤であれば資格が得られないことについて説明と改善を求めました。2点目は、10年の講師経験について、非常勤の勤務経験を含めることと、期間の短縮を求めました。

また、看護師の勤務・労働条件が職務内容から考えると劣悪であると指摘し、早急に健康診断の無料実施を要求しました。

府教委は、「前年度の勤務条件については、いろいろな場面でご意見をいただいている」「直近の勤務要件は、今年度からはじめたので、結果を注視していきたい」「ご要望、ご意見があつた件については採用グループに伝えておきたい」としました。

回答に責任を持てる担当課の出席がないため交渉が進まず、府障教は抗議を行い、別途話し合いを持つことを要求しました。

府教委は「対応について相談させて下さい」としました。

看護師の健康診断の無料実施について府教委は「非常に強いご要望だと認識させていただいています」と答弁するにとどまりました。

## 8 寄宿舎教員部

盲学校の寄宿舎入舎基準が今年度より、「盲学校に在籍し、家庭事情や教育的配慮を必要とする人であればだれでも入舎できます」から「だれでも入舎できません」が削除され、入舎制限ともいえる変更がなされている事を指摘し、変更は学校長の判断に基づくのかそれとも府教委として何らかの指導をおこなったのかを追求しました。また、特別支援教育の流れの中で、全国的には寄宿舎の統廃合が行われている状況も踏まえ、現在府教委が策

定中の盲学校基本構想との関係についても問いただきました。

府教委は、「寄宿舎の入舎基準は、学則で学校長が定めるものと記載されている」「基本構想については今年度、委託調査等やっている最中であり、それとリンクした動きではない」と回答しました。

## 9 技術職員部

学校給食の民間委託校について、4月からこの7月にかけての給食での異物混入の実態を明らかにするように要求しました。民間委託調理員のスキルアップ研修について、府教委は「研修期間や研修回数を増やすなど研修機会の充実をはかる」としており、府教委としての計画を明らかにするように求めました。最後に、仕様書では、調理員は3年以上の集団給食の調理経験が必要と明記されており、すべての調理員が集団給食3年以上の経験があるのかどうかを追求しました。

府教委は、4月から7月までの異物混入について、ある学校で「4回連続の異物混入があつた」ことを明らかにし、混入した異物についても具体的に答弁しました。現在、その学校では調理員を1名増員して対応をしています。委託先の調理員のスキルアップについては、衛生に関する研修が1回行われているのみで、府教委として具体的手だてが不十分であることが明らかになりました。また、調理員が変更になる点について、今後の課題との認識を示し「契約書、仕様書の中に少なくとも業務の責任者については異動制限を課する」と回答し、調理員についても、適正化と言いますが(委託先を)指導して参りたいと考えています」と回答しました。

## 10 乗務員部

スクールバス問題での府教委との文書確認について再度確認を行い、その内容を實現する立場で仕事をしていただきたいと強く要求しました。児童生徒の通学条件の改善に努めていくということが「確認事項」に含まれており、長時間通学の解消、マイクロボスの3人乗務を強く求めました。

府教委は、「児童生徒の安全な通学のため確認事項の通りです」と回答しました。